

子ども・子育て支援法に基づく基本指針（案）について

《基本指針とは》

- 国は、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための基本的な指針(基本指針)を策定。
(子ども・子育て支援法第60条)
- 基本指針の体系は以下のとおり。
 - 第一 子ども・子育て支援の意義に関する事項
 - 第二 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項
 - 第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項
 - 第四 児童福祉法その他の関係法律による専門的な知識及び技術を必要とする児童の福祉増進のための施策との連携に関する事項
 - 第五 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備等に関する施策との連携に関する事項
 - 第六 その他子ども・子育て支援のための施策の総合的な推進のために必要な事項

《市町村子ども・子育て支援事業計画に関連する基本的事項について》

1 子ども・子育て支援の意義に関する事項

- 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。
- 障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。
- 核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。
- 子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。
- 乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。
- 子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。
- 社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

2 教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的事項

一教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方

○子ども・子育て支援は、子ども・子育ての意義を踏まえて実施

○市町村は子ども・子育て支援制度の実施主体

・地域住民の子ども・子育て支援の利用状況＋利用希望を把握

・「市町村子ども・子育て支援事業計画」を作成し、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施

3 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項

【市町村子ども・子育て支援事業計画の必須記載事項】

(1) 教育・保育提供区域の設定

市町村は、「量の見込み」・「確保方策」を設定する単位として、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に異動することが可能な区域（「教育・保育提供区域」）を設定

※小学校区、中学校区、行政区などを想定

(2) 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み（参酌標準）、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

【幼児期の学校教育・保育の量の見込み(参酌標準)】

○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「幼児期の学校教育・保育の量の見込み（必要利用定員総数）」を定める。

・当該市町村に居住する子どもについて、「現在の認定こども園、幼稚園、保育所、保育ママ、認可外保育施設等の利用状況」に、「利用希望」を踏まえて設定。

・認定の区分(※)に加え、0歳、1－2歳、3－5歳の3区分で設定する。

※認定の区分

－ 3－5歳、幼児期の学校教育(以下「学校教育」という)のみ

－ 3－5歳、保育の必要性あり

－ 0－2歳、保育の必要性あり

○待機児童の中心である0－2歳の子どもの保育利用率について、国が目標値設定の考え方を提示し、各市町村が計画期間内における目標値を設定。

○量の見込みの設定に関して社会的流出入の動向等を勘案することも可。この場合には、その積算根拠などについて透明性の確保が必要。（地方版子ども・子育て会議等における議論など）

【実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期】

○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、設定した「量の見込み」に対応するよう、「教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を設定。

（イメージ）

		1年目			2年目			3年目		
		3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり	3-5歳 学校教育 のみ	3-5歳 保育の必 要性あり	0-2歳 保育の必 要性あり
①量の見込み(必要利用定員総数)		300人	200人	200人	300人	200人	200人	300人	200人	200人
② 確保 の 内容	認定こども園、幼稚園、保育所 (教育・保育施設)	300人	200人	80人	300人	200人	150人	300人	200人	150人
	地域型保育事業(※2)			20人			30人			50人
②-①		0	0	▲100人	0	0	▲20人	0	0	0

○市町村は、計画期間について、「量の見込み」に対応するように「確保の内容」を定め、必要な教育・保育施設及び地域型保育事業を整備。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

[地域子ども・子育て支援事業の量の見込み(参酌標準)]

○市町村は、教育・保育提供区域ごとに、計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み」を定める。

- ・当該市町村に居住する子どもの地域子ども・子育て支援事業に該当する事業の「現在の利用状況」に「利用希望」を踏まえて設定。

○放課後児童健全育成事業は、学年が上がるほど利用が減少傾向にある。
→「年齢×親の就業状況」による機械的な試算ではなく、幅広く放課後の居場所を聞く方法により利用希望を把握することが必要。

[実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期]

○市町村は、設定した「量の見込み」に対応するよう、事業ごとに地域子ども・子育て支援事業の確保の内容及び実施時期(確保方策)を設定。
(イメージ)

地域子育て支援拠点事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②確保の内容	3000人(10か所)	3000人(10か所)	3000人(10か所)
②-①	0	0	0

放課後児童健全育成事業	1年目	2年目	3年目
①量の見込み	800人(20か所)	800人(20か所)	800人(20か所)
②確保の内容	600人(16か所)	700人(18か所)	800人(20か所)
②-①	▲200人(4か所)	▲100人(2か所)	0

(4) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

- 認定こども園の設置数、設置時期その他認定こども園の普及に係る考え方
(認定こども園を普及させる背景や必要性等)
- 質の高い幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援の役割及びその推進方策
- 幼児期の学校教育・保育と小学校教育(義務教育)との円滑な接続(保幼小連携)の取組の推進
- 保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

【市町村子ども・子育て支援事業計画の任意記載事項】

(1) 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

- 市町村は、保護者が、産休・育休明けの希望する時期に円滑に教育・保育施設、地域型保育事業を利用できるよう、休業中の保護者に対して情報提供、計画的に教育・保育施設、地域型保育事業を整備。
- 0歳児の子どもが、保育所等への入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育児休業期間満了時(原則1歳到達時)からの利用を希望する保護者が、1歳から質の高い保育を利用できるような環境を整えることが重要であり、これを踏まえた施策を盛り込むこと。

(2) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

- 都道府県が行う施策との連携に関する事項及び各市町村の実情に応じた施策を記載。
 - 児童虐待防止対策の充実
 - 母子家庭及び父子家庭の自立支援の推進
 - 障害児など特別な支援が必要な子どもの施策の充実

(3) 労働者の職業生活と家庭生活の両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

- 市町村は、都道府県、地域の企業、労働者団体、都道府県労働局、子育て支援活動を行う団体等と連携しながら、地域の実情に応じた取組を進める。
 - 仕事と生活の調和の実現のための働き方の見直し
(長時間労働の抑制に取り組む労使に対する支援等を含む)
 - ・労働者、事業主、住民の理解促進・具体的な実現方法の周知のための広報・啓発
 - ・好事例の収集・提供等
 - ・企業における研修の実施等
 - ・仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の社会的評価の促進
 - ・公共調達における優遇措置等による仕事と生活の調和の実現に積極的に取り組む企業の取組支援
 - 仕事と子育ての両立のための基盤整備